

第2期綾川町スポーツ推進計画策定支援業務仕様書

1 業務名

第2期綾川町スポーツ推進計画策定支援業務

2 業務の目的

令和4年3月に策定した綾川町スポーツ推進計画について、令和9年3月末で計画期間が終了するため、引き続きスポーツ振興を図ることを目的にその基本指針となる令和9年4月を初年度とした第2期綾川町スポーツ推進計画を策定する。

3 業務の履行期間

町の指定する日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の内容

第2期綾川町スポーツ推進計画策定支援業務に関する業務内容については、(別紙1)「第2期綾川町スポーツ推進計画に係る策定支援業務について」のとおりとする。

5 個人情報保護に関する措置

受注者は、本業務を履行する上で取得又は保有した個人情報の漏洩対策について、個人情報管理責任者を選任しなければならない。

なお、個人情報管理責任者は受注者の代表者が指名した者又は受注者の社内規定に基づき選任されたものであって、個人情報の厳格な保護の趣旨及び内容を受注者の他の従業員並びに再委託業者等に対して周知徹底させるものとする。

また、個人情報管理責任者は契約の締結後、本業務に関わる従事者に対し、個人情報保護に関する指導をしなければならない。

6 提出書類

受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項の書類を提出し、綾川町の承認を得るものとする。

- ① 業務着手届
- ② 業務責任者届
- ③ 業務実施計画書
- ④ 業務工程表
- ⑤ その他綾川町の指示する書類

7 資料の貸与及び返却

(1) 業務の履行期間において、業務上必要な資料で綾川町が所有している提供可能な資料については貸与する。

(2) 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合、直ちに綾川町に返却すること。

(3) 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写しないこと。

8 成果品

(1) 成果品の提出及び検査

受注者は、業務が完了したときは業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、綾川町の検査を受けるものとする。ただし、受注者は、履行期間中であっても、綾川町がその時点における成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、綾川町の検査を受けるものとする。

(2) 成果品

以下の成果品を綾川町に納品すること。成果品のうち印刷物はすべてA4判サイズとする。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 業務報告書 | 1部（簡易製本・関係書類） |
| ② 第2期綾川町スポーツ推進計画 概要版 | 2部（全頁カラー） |
| ③ 第2期綾川町スポーツ推進計画 本編 | 2部（全頁カラー） |
| ④ 成果品の電子データ | 一式（CD-R） |

※電子データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿（文章、図解及び写真などを含む。）とした形式で納品すること。

(3) 成果品の帰属及び管理

第三者が既得している権利以外の成果品はすべて綾川町に帰属し、綾川町が管理するものとする。

また、受注者は綾川町の承認を受けずに複製、公表及び貸与してはならない。

(4) 成果品に対する責任の範囲

成果品の納品後において、受注者の責による内容などの不備又は誤謬が認められる場合は、受注者は速やかに成果品を訂正しなければならない。

また、これに要する費用は受注者の負担とする。

9 特記事項

受注者は、本業務を遂行するにあたり、以下の内容について十分留意し、確実に履行すること。

- (1) 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 十分な知識と経験を有する者を配置すること。
- (3) 業務の円滑な実施のため、適宜綾川町との打合せ等を行い、打合せ終了後は打合せ記録簿を提出すること。
- (4) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
なお、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ綾川町に書面により届出を行い、承認を得ること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、速やかに綾川町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

(別紙1)

第2期綾川町スポーツ推進計画に係る策定支援業務について

1 基礎調査等の実施

(1) 現行計画の検証

第1期スポーツ推進計画の検証及び国及び県の計画、上位計画である町総合振興計画及び他の個別計画の現状及び動向を把握する。

(2) 町の現況調査及び分析

本町の実態を把握するための基礎調査として、町、国及び県等の情報（各種計画等）を収集・分析するとともに、本町の統計数値や施設状況など、現況調査及び特性の分析を行う。

(3) アンケートの実施、分析及び運営支援

第2期スポーツ推進計画の策定に必要と思われるアンケートを実施するため、企画提案された内容に基づいて綾川町と受注者とが協議の上、実施内容を決定する。

アンケート調査は郵送により行い、配布票数は2,500票程度（内訳は下記のとおり）を想定している。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 16歳以上の町民 | 2,000人（郵送による） |
| ② 綾川中学校へ通う中学2年生 | 約200人（中学校を通じて依頼） |
| ③ 町内小学校へ通う小学4年生 | 約150人（小学校を通じて依頼） |
| ④ 町内こども園へ通う4歳児の保護者 | 約150人（こども園を通じて依頼） |
- （①は回収率40%、②～④は回収率90%を想定）

アンケート調査実施に係る作業分担は下記のとおりとする。

綾川町	受注者
実施方針の確定	調査票案の作成と補正及び修正
調査票案の検討と確定	調査票用紙の作成及び印刷
対象者の抽出及び宛名ラベルの作成	発送・回答用封筒の準備及び印刷
回収アンケートの受領開封及び管理	封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業
アンケート結果報告書(案)の確認	アンケート配布 郵送経費負担
	回収アンケートの入力
	自由記述回答部分の整理
	単純集計・クロス集計の実施及び分析
	調査結果の分析
	アンケート結果報告書(案)の作成、修正

(4) スポーツ団体等へのヒアリングの実施

町内でスポーツ活動している団体等を対象としたヒアリングを実施し、意向を把握・分析・課題抽出を行う。

2 各種会議の運営支援

(1) 綾川町スポーツ推進審議会の支援（委員 20 名以内）

年 3 回開催予定

(2) 支援内容

- ① 会議を円滑に進めるための手法提案や資料の提供
- ② 会議説明資料等の作成
- ③ 会議への出席及びファシリテーター等
- ④ 議事録の作成
- ⑤ その他、会議の運営に関し必要な支援

3 パブリックコメントの実施

第 2 期綾川町スポーツ推進計画の方向性について、パブリックコメントを実施する。これにかかる関連資料等の作成支援、意見の取りまとめ及びパブリックコメントの結果を考慮した推進計画を検討し提案すること。

4 計画の検討・立案・とりまとめ

現状分析・前回計画の評価・分析などを基に整理・分析を行い、課題を整理し、長期的にスポーツを推進するための重点的施策等を検討するとともに、他の計画との整合性を図り、町の目指すべき将来像及びその方向性、計画フレーム・体系案等についてとりまとめ、計画を立案・作成することとする。

5 計画本編及び概要版のデザイン・編集・校正・修正作業

計画内容を分かりやすく住民に周知することを目的に、親しみやすいデザイン・編集を行うこと。また、文字の大きさやルビ等に配慮した、見やすいデザインを心掛けること。

6 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、綾川町と受注者は常に密接な打合せを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が書面に記録し、相互に確認すること。